

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：久喜市

令和 8 年 7 月 3 1 日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.2%
全職員	66.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	96.8%
31～35 年	87.7%
26～30 年	89.4%
21～25 年	88.9%
16～20 年	85.6%
11～15 年	85.6%
6～10 年	87.8%
1～5 年	86.9%

【説明欄】

「給与」とは、給料、賞与及び各諸手当（地域手当、扶養手当、時間外勤務手当等）の合計を言います。

【任期の定めのない常勤職員】

いわゆる正規職員を指します。男性職員のうち 5 割程度が係長級以上の職位であるのに対し、女性職員については 2 割程度であるため、男女の給与の差異が生じています。

【全職員】

全職員に占める会計年度任用職員の割合は 4 割程度であり、上述のとおりそのうち 7 割程度が女性職員であることから、上記 2 区分と比べ男女の給与の差異が生じています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.7%

【説明欄】

令和8年4月1日時点の職員数を基に算出しています。

「管理的地位にある職員」とは、本庁課長相当職以上である職員としています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	16.3%
本庁課長相当職	23.9%
本庁課長補佐相当職	22.1%
本庁係長相当職	22.6%

【説明欄】

令和8年4月1日時点の職員数を基に算出しています。

令和7年と比較した各役職段階にある職員に占める女性職員割合の増加率は以下の通りです。

部局長・次長相当職：▲9.4%

課長相当職：14.4%

課長補佐相当職：3.3%

係長相当職：14.7%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	6.25%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	37.5%	0%	—	—
1月超3月以下	25%	0%	—	—
3月超6月以下	6.25%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	25%	10.53%	—	—
12月超24月以下	0%	21.05%	—	—
24月超	0%	68.42%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員の取得率については、取得者が少数のため非公表とします。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.7 時間／月
内部部局等以外	7.6 時間／月

【説明欄】

臨時的任用職員・再任用職員・課長補佐級以上の職員及び派遣職員を除いています。

内部部局等：本庁舎に勤務する職員

内部部局等以外：本庁舎以外で勤務する職員